

入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 12 日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本司法支援センター全国 5 拠点 LAN ケーブル張替等
役務一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 限 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B 又は C の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 入札公告日から起算して過去 6 か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。
- (5) 仕様書第 8 の 2 「公的な資格及び認証等」に掲げる条件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当 小室）
電話 050-3381-1573
E-mail keiyaku@houterasu.or.jp

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和 7 年 10 月 10 日（金）
上記 3 の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

6 調達仕様書別紙 2 ないし 6 の配付期間及び配付方法

期間：入札公告日から令和 7 年 9 月 30 日（火）

受領を希望する者は、上記 3 の担当者メールアドレス宛てに受領を希望する旨の連絡をすること。

調達仕様書別紙 2 ないし 6 については、送信されたアドレス宛てに送信する。

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 10 月 9 日（木）17 時 00 分

東京都中野区本町 1－32－2 ハーモニータワー 8 階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和 7 年 10 月 10 日（金）11 時 00 分

東京都中野区本町 1－32－2 ハーモニータワー 8 階

日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

最低価格落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記 3 の場所及び当センターホームページ上において公告する。

日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式

期 日			業 務 内 容	備 考
9月12日	金		入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会(実施しない)	
9月18日	木	17:00	質問書提出期限	
9月24日	水	17:00	質問書回答期限	
9月30日	火	17:00	履行確約書等提出期限	
10月2日	木	17:00	入札参加可否通知期限	
10月9日	木	17:00	入札書提出期限	
10月10日	金	11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 入 札 事 項 | 日本司法支援センター全国 5 拠点 LAN ケーブル張替等
役務一式 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 入札書提出期限
及び提出場所 | 令和 7 年 10 月 9 日（木）17 時 00 分
日本司法支援センター本部
総務部財務会計課第二係（担当：小室）
〒164-8721
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 |
| 4 開札日時及び場所 | 令和 7 年 10 月 10 日（金）11 時 00 分
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 |
| 5 契 約 予 定 日 | 令和 7 年 10 月 10 日（金） |
| 6 納 入 期 限 | 別添仕様書のとおり |
| 7 参 加 資 格 | |

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」において **A、B 又は C** の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 入札公告日から起算して過去 6 か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

(5) 仕様書第 8 の 2 「**公的な資格及び認証等**」に掲げる条件を満たす者であること。

8 入 札 参 加 条 件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く毎日、10 時から 17 時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「**日本司法支援センター全国 5 拠点 LAN ケーブル張替等役務一式 ○○社**」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和 7 年 10 月 2 日（木）17 時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の

上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別添「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1部
- (6) **仕様書第8の2「公的な資格及び認証等」に記載の要件を満たすことを証する書面の写し**…………… 1部

提出期限 **令和7年9月30日（火）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。

イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

(1) 開札は、入札実行者の面前で行う。

(2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

11 落札者の決定

(1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であ

って、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

- (4) 本件調達で、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者とならない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記14の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない。）。

質問書提出期限 **令和7年9月18日（木）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和7年9月24日（水）17時00分**

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当：小室）

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】仕様書に関する質問（日本司法支援センター全国5拠点 LAN ケーブル張替等役務一式）〇〇社

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

日本司法支援センター
全国 5 拠点 LAN ケーブル張替等役務一式
調達仕様書

令和 7 年 9 月

日本司法支援センター

第1 件名

日本司法支援センター全国5拠点 LAN ケーブル張替等役務一式

第2 作業の概要

1 調達の背景・目的

日本司法支援センター（以下「センター」という。）の全国の拠点では、IP 電話、PC 端末及び複合機・プリンターを利用し業務を行っている。いずれも LAN ケーブルを用いて有線接続により業務を行っているが、それらのケーブルの多くは、平成 18 年のセンター業務開始時に敷設したものであり老朽化による通信品質の低下等が懸念されることから、業務の適切な遂行に必要な通信品質を維持するため、順次 LAN ケーブルの再敷設を行う計画である。

本調達では、別紙 1 に記載の拠点における LAN ケーブル再敷設を対象とする。

第3 調達内容

1 調達範囲

本仕様書における調達の範囲は以下①ないし③のとおりである。なお、各作業は別紙 1 に掲げる全国 5 拠点を対象として、概ね 1 か月に 1 拠点ずつ順次実施する想定である。

各作業を行うにあたっては、センターと十分に連携を取ること。

本仕様書に明示していない役務、物品等であっても、本調達の目的達成のために必要なものがある場合は、これを調達の範囲とする。

- ① センターへの新 LAN ケーブル提供
- ② 新 LAN ケーブル敷設作業・旧 LAN ケーブル撤去廃棄作業
- ③ 新 LAN ケーブル配線図の作成及び提出

2 履行期限等

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

上記 1 ①から同③については、それぞれ以下のとおり実施すること。

- ① “②” の敷設作業完了日まで。
- ② 敷設作業及び撤去作業・・・ 契約締結日以降、センター各拠点の休業日である土曜日、日曜日及び祝日（令和 7 年 12 月 27 日から令和 8 年 1 月 4 日の間を除く。）のうち原則 2 日間で完了すること。なお、2 日間で撤去作業まで完了しなかった場合は、センター本部情報システム管理課の許可を得た上で作業を延長し、完了すること。
廃棄作業・・・ 令和 8 年 3 月 31 日（火）まででセンターと協議により決定した日までに完了すること。
- ③ 令和 8 年 3 月 31 日（火）まででセンターと協議により決定した日まで。

3 納入成果物及び納入期限等

(1) 納入成果物及び納入期限

納入成果物及びその納入期限は表 3-1 のとおりとする。各納入成果物は、センター側の都合により遅れた場合を除き、納入期限までにセンターの検査を受け、承認を得ること。

表 3-1 納入成果物一覧及び納入期限

No.	納入成果物	概要	納入期限
1	作業計画書	本調達の全体スケジュール、作業体制、成果物、作業実施内容等を記載したもの。	契約締結後 1 週間以内
2	作業完了報告書兼新 LAN ケーブル配線図	新 LAN ケーブル敷設作業及び旧 LAN ケーブル撤去作業が完了したことを証する書類。また、敷設した新 LAN ケーブルがどの機器を結んでいるかわかる配線図。	令和 8 年 3 月 31 日まででセンターと協議により決定した期日とする。
3	新 LAN ケーブル	新品の LAN ケーブル。接続機器が分かるよう両端にタグをつけること。	各拠点における敷設作業完了日まで。

(2) 納入方法等

- ① No. 1 は Microsoft 社製 office で編集可能な形式及び PDF 形式の 2 種類を電子メール等により納入すること。
- ② No. 2 の納入媒体、納入方法及びファイルの種類や形式等は、契約締結後、センターと協議の上決定する。
- ③ No. 3 は新品を納入すること。
- ④ No. 3 を除き納入成果物は日本語表記とすること。
- ⑤ 納入成果物はセンターが維持管理できるよう体系的に整備すること。
- ⑥ 納入済みの納入成果物について変更、修正等が発生したときは、その都度、速やかに必要な変更等を行い、再度納入すること。その際は、変更、修正等箇所をセンターに書面で報告すること。
- ⑦ 納入後、センターにおいて再利用が可能となるよう、図表等の元データ（可変データ）も併せて納入すること。

- ⑧ 成果物の作成にあたって、一般に公開又は販売されていない特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。
- ⑨ 電子データにより納入する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- (3) 納入場所
納入成果物の納入場所は、以下のとおりとする。
- No. 1 及び 2
〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部 情報システム管理課
- No. 3
別紙 1 に記載の各拠点

第 4 各役務等要件

1 センターへの新 LAN ケーブル提供

受注者は、敷設する新 LAN ケーブルを用意し、センターに提供すること。LAN ケーブルは IP 電話で利用するケーブルを白色、PC 端末及び複合機・プリンターで利用するケーブルを青色とし、いずれも Cat6 ストレートケーブルの新品とし、全て同色（例えば、濃い青色と薄い青色の混在は認めず、いずれかに統一）とすること。また、両端にタグをつける等して、ケーブルを目視すれば、接続機器が分かるようにすること。

必要本数及びケーブル長は本仕様書別紙 2 ないし 6 を確認の上不足のないようにすること。なお、同別紙のうち、寸法の記載があるものはケーブル長の算定時に用いること。

本仕様書別紙 2 ないし 6 は、拠点面積やレイアウトを示す図面に、必要な LAN ケーブルの種別及び本数、ハブ及び接続機器等の配置及び配線を示している（別紙 3 及び 4 については、拠点面積等示す図面と LAN ケーブル等の配置及び配線を示す図面とに分かれている。）。受注者は、添付の図面等を参考にしつつ、契約締結後に後記 2 (2) のとおりに実施する現地調査により、配線要件および接続機器の配置等を適切に把握すること。

2 新 LAN ケーブル敷設作業・旧 LAN ケーブル撤去廃棄作業

受注者は、上記 1 で用意した新 LAN ケーブルの敷設作業等を以下のとおり実施すること。

(1) 日程調整

以下(2)及び(3)の実施にあたり、事前に受注者と各拠点担当者が直接日程調整を行うこととし、その調整結果については、センター本部情報システム管理課に共有すること。

(2) 現地調査

敷設・撤去作業前に現地調査を実施することとし、原則、平日 1 日で実施すること。

(3) 敷設・撤去作業

新 LAN ケーブルの敷設と同時に、既存の旧 LAN ケーブルを撤去すること。

センター業務への影響を考慮し、契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの間で、センター各拠点の休業日である土曜日、日曜日及び祝日（令和 7 年 12 月 27 日から令和 8 年 1 月 4 日の間を除く。）に作業を実施することとし、原則として、2 日間で作業を完了させること。なお、作業実施日の間に平日（祝日を除く月曜日から金曜日）を挟む場合、平日のセンター業務に支障を与えない作業計画とすること。

一部、例外として、休業日にセンター業務を実施する拠点があるが（別紙 1 参照。）、これらの拠点での作業については、センター業務への影響を与えないよう各拠点担当者と事前に手順（特に、作業当日に外線受電する IP 電話や複合機への影響を考慮する。）を調整すること。

新 LAN ケーブルの配線は L2 スイッチングハブ（地方事務所についてはアライドテレシス社製、法律事務所については富士通社製）を起点とし、PC 端末等の対向機器に接続するものとする。ただし、対向機器までの間にハブを経由する場合がある。なお、ゲートウェイから L2 スイッチングハブまでの区間については、配線役務の対象外とし、受注者は当該区間に関する施工義務を負わないものとする。また、同一拠点に複数のフロアがある場合、各フロアを接続するケーブル配線についても対象外とする。

現状の配線ルートは、現地調査及び本仕様書別紙 2 ないし 6 をとおして把握すること。原則として現状の配線ルートを維持するものとするが、詳細は契約締結後、協議により決定するものとする。

作業を実施した結果、2 日間で撤去作業まで完了しなかった場合は、センター本部情報システム管理課の許可を得た上で作業日程を延長し、完了すること。なお、当該作業日程については拠点担当者と改めて調整すること。

作業完了後、各拠点のセンター職員が実施する IP 電話及び PC 端末の動作確認に立ち会うこと。正常な動作が確認できない場合は原因について調査を行い、受注者の責めに帰す事由である場合は、速やかに解決にあたること。

(4) 廃棄作業

撤去した旧 LAN ケーブルは、廃棄場所の自治体の規則等に基づき適切な方法で廃棄すること。販売、転売、リサイクル等、廃棄以外の処分方法は認めない。

(5) その他

上記作業と併せて、業務遂行に伴い発生した廃材、不要物、その他の処分対象物について、責任をもって持ち帰るものとする。また、当該物品の処分に当たっては、受注者の責任において、関係法令および各自治体の定める規則・条例に則り、適正に処理を行うものとする。なお、処分に関する一切の費用は受注者の負担とし、センターに対して不利益を及ぼさないよう十分に配慮すること。

なお、机や椅子等の既設事務用品等が本作業の妨げになる場合は、適宜移動させ、作業完了後に原状回復すること。

3 作業完了報告書兼新 LAN ケーブル配線図の作成及び提出

受注者は、上記 2 の作業結果に基づき、表 3－1 No. 2 の作業完了報告書兼新 LAN ケーブル配線図を作成し、センターに提出すること。新 LAN ケーブル配線図の作成にあたっては、新 LAN ケーブルがどの機器を結んでいるかが容易に分かるように工夫すること。

第 5 作業の実施にあたっての遵守事項

機密保持、資料の取扱い及び遵守する法令等について記載する。

- (1) 受注者は、本調達に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた成果物（印刷した帳票を含む。）及び本調達を履行する上で知り得た公知のものを除き一切の情報について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者の開示又は漏らしはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で使用しないこと（本契約終了後も同様とする。）。
- (2) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体及びその複製等全てを本契約終了時にセンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びセンターの「情報セキュリティ対策基準」等情報セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。

第 6 成果物の取扱いに関する事項

1 知的財産権の帰属

- (1) 受注者が作成した成果物（提出書類、設定等）について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める著作権は、検収により、センターへ移転するものとする。なお、受注者が本業務より前に留保している著作物に関しては、事前にセンターに提示するとともに、改修や再利用に関する条件を提案時に明示し、センターによる将来にわたる利用が行えるように調整すること。
- (2) 受注者が作成した成果物（提出書類、設定等）について、同法第 18 条から第 20 条に定める著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受注者は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受注者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者が納入した成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て受注者が負うこと。
- (5) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わ

る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

2 契約不適合責任

(1) センターは、成果物の納入を受けた後、その内容が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、受注者に対して、受注者の費用でこれを修補等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。

(2) センターは、相当と認める期間を定め、受注者に対し上記(1)の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、センターは、受注者に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次のアからエに掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、受注者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

エ 上記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催促をしても受注者が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

(3) センターは、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、受注者に対して、損害の賠償を請求することができる。

(4) 受注者は、本契約についてセンターが検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適合に係る責任を負うものとする。ただし、検収完了時において、受注者が当該不具合を知り若しくは重過失により知らなかった場合又は当該不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

3 検査

(1) 受注者は、調達内容及び納入成果物等について、履行期限及び納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。

(2) 検査の結果、履行内容に不備又は誤り等が見つかった場合には、速やかに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、センターと合意した日時までに再度納入し、上記(1)の検査を受けること。

第7 再委託に関する事項

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 受注者は、本調達の一部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、主たる部分を除く一部について、受注者があらかじめ再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する調達の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項を記載した申請書及び再委託先に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りでない。その場合、受注者は、本契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況についてセンターに報告すること。
- (2) 受注者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせる等、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受注者は、センターが本調達の適正な履行の確保のために必要なものがあると認めるときは、その履行状況についてセンターに対し報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。
- (4) 契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

2 承認手続

- (1) 本業務の主たる部分ではない一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ上記1(1)に定める事項を記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をセンターに提出し、承認を受けること。
- (2) 再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、上記(1)と同様に申請書及び再委託に係る履行体制図をセンターに提出し、承認を受けること。

3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務を違反した場合には、受注者は、一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

第8 入札参加資格に関する事項

入札参加資格については、以下のとおりである。

1 入札参加要件

- (1) 入札公告日時点で、令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐

人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

2 公的な資格及び認証等

受注者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 本業務の実施予定法人が、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001（JISQ27001））の認証を有していること。
- (2) 一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

第9 その他特記事項

- (1) 受注者は、本調達の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本調達を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと調整を行い、合意した内容に基づき対応を行うものとする。
- (2) 受注者は、本調達について、その契約期間中に本仕様書その他関係書類に基づいて、センターが情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応するものとする。
- (3) 受注者は、センターが定め、又は指示する施設・設備等の管理・運用に関する諸規定を遵守するものとする。諸規定に定められていない事項については、センター担当者の指示に従うこと。
- (4) 作業員による施設の破損、汚損等がないようにすること。なお、作業員による施設の破損、汚損等が判明した場合は、受注者の負担により速やかに原状回復を行うこと。また、作業により発生した発生材等については、受注者において適切に処分すること。
- (5) 本業務実施に当たり必要な備品、消耗品等については、受注者の責任において準備すること。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき又は本調達の内容を変更する必要があるときは、センターと受注者で協議し、決定するものとする。
- (7) 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受注者で協議し、決定、解決するものとする。

以上

【別紙 1】対象拠点一覧

No	事務所名	郵便番号	所在地	作業想定時期	備考
1	広島地方事務所 広島法律事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1 F・6 F	令和 7 年 10 月～ 11 月	休業日にセンター業務実施
2	埼玉地方事務所 埼玉法律事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 6 F	令和 7 年 11 月	休業日にセンター業務実施
3	埼玉地方事務所川越支部 川越法律事務所	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10 K J ビル 3 F	令和 7 年 12 月	
4	長崎地方事務所 長崎法律事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 2 F・3 F	令和 8 年 1 月	
5	岩手地方事務所 岩手法律事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 F	令和 8 年 2 月	0A 床ではない

質 問 書

件名：「日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年9月12日付け公告の「日本司法支援センター全国5拠点 LAN ケーブル張替等役務一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

担当者
氏 名
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年9月12日付け公告の「日本司法支援センター
全国5拠点LANケーブル張替等役務一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以
下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部総務部財務会計課 小室

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等
役務一式

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金									

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

代 理 人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター全国5拠点LANケーブル張替等役務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

1. 件 名 日本司法支援センター全国 5 拠点 LAN ケーブル張替等役務一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期限 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第 2 条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第 3 条 乙は、本件業務を全て完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第 1 項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約代金の請求及び支払）

第 4 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 7 号の

2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定め

る様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができな

いときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)
第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3

項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない

い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡しした場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)